

- 本号の内容
- 1 京都事件で無罪判決……………p1
 - 2 声明（全日建中央本部、近畿地本、関西地区生コン支部）……p2
 - 3 声明（京都事件弁護団）……………p3
 - 4 京都新聞記事（2月27日朝刊）……………p4

京都事件、無罪判決

2/26 京都地裁、公訴事実4件すべてで

●沸き上がる歓声

2月26日10時すぎ、注目の京都事件で、京都地裁第2刑事部川上宏裁判長は判決を読み上げはじめた。

「主文 被告人両名はいずれも無罪」

その瞬間、傍聴席からは歓声とどよめきと拍手が沸き上がった。すぐさま組合員が法廷から出て「無罪」の旗出し。裁判所前で待機していた100人を超える支援者のあいだから大きな拍手が沸き上がった。

この日の傍聴抽選に、組合側は200人近くが結集。大阪広域協組も200人近い経営者らを動員したことから、裁判所の広場は、朝から、人、人、人であふれかえった。

判決は京都事件の公訴事実4件（ベスト・ライナー事件。近畿生コン事件、加茂生コン事件2件）のすべてについて、証拠にもとづき事実関係を丁寧に吟味したうえで検察官の主張をいずれも退ける完全な無罪判決。（組合声明と弁護団声明を参照）

無罪が宣告されると、大阪広域協組の木村貴洋理事長や大山正芳副理事長らはがっかりした表情を隠さず、すぐさま法廷を出て行った。

●湯川委員長「素直にうれしい」

判決文の読み上げは2時間近くかかり、終了後に裁判所から出てきた湯川委員長は笑顔でガッツポーズ。「素直にうれしい」と支援者にお礼を述べた。

これで無罪判決は7件のべ19人（確定は3件のべ11人）となった。

組合と弾圧反対京滋実行委員会は本日、京都地検に対し、控訴しないことを求める申し入れ行動にとりくむことにしている。

●大手メディア、いっせいに無罪判決を報道

無罪判決については共同通信と京都新聞が午前中に速報で報じたほか、読売、朝日、NHKなどが報道。京都新聞は当日夕刊に加えて、翌27日朝刊で大きな記事を紙面に掲載した。（4ページ参照）



2025年2月27日

京都事件・無罪判決についての声明

全日本建設運輸連帯労働組合
中央執行委員長 菊池 進

全日本建設運輸連帯労働組合
近畿地方本部
執行委員長 垣沼陽輔

全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長 湯川裕司

2月26日、京都地方裁判所（第2刑事部、川上宏裁判長）は、京都事件のいずれの公訴事実についても犯罪の証明がないとして、被告人とされた関生支部の湯川裕司委員長と武建一・前委員長の両名に対し無罪の判決を出した。

京都事件は、ベスト・ライナー事件、近畿生コン事件、加茂生コン事件の3つの事件（公訴事実は4件）を併合した刑事裁判である。関生支部のストライキ活動などを金銭目当ての企業恐喝行為に見立てるなどして、警察と検察が正当な労働組合活動を犯罪扱いして捜査、起訴したのがこの事件だった。

しかし、京都地裁判決は、関生支部が産業別・職業別労働組合であることや、生コン業界の構造と京都地域における労使関係の経緯をふまえて、たとえばベスト・ライナー事件については、関生支部がストライキをおこなった経緯と目的、その態様をきめ細かく事実認定した。そのうえで、ストライキは京都協組が申し入れた企業閉鎖に伴う解決金支払いと雇用保障要求という「労働問題についての協定内容の履行を求めるもの」であり、労働問題を解決するという目的以外の目的を主としておこなったものであるとか、労務の不提供又は平和的な協力要請を超えるような態様での脅迫的な言動があったものではなかったとして、人を畏怖させるに足りる程度の害悪の告知、すなわち脅迫に該当するとは評価できないとして検察官の主張を退けた。

判決はまた、「そもそも、ストライキをはじめとする争議行為は、その性質上、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ、その主張を貫徹することを目的とする行為であって、業務の正常な運営を阻害することはもともと当然に予定されているものであるし、そうした意味で使用者がストライキを避けたいと考えることは当然の前提となっているといえる」との確立した労働法理に立脚したまっとうな判断を示したうえで、京都協組の経営者らが関生支部の十数年も以前のストライキ以来「畏怖の念を抱いており、そのような畏怖に乗じて、ストライキや力を背景に自らの要求に応じさせるスキームを確立していた」などとする検察官の主張を一蹴した。

他の近畿生コン事件、加茂生コン事件についても、検察官の主張はことごとく退けられている。京都地裁判決は証拠をもとに公正な判断を示したものと評価したい。検察は判決を真摯に受け止め、控訴を断念すべきである。

この無罪判決は、膨大な証拠をもとに説得的な立証と弁論を組み立てた弁護団の熱意と労力、そして、粘り強い支援活動をつづけてくださった支援者のみなさま、無罪判決を求める署名活動に賛同してくださった学者、文化人、ジャーナリストのみなさま、各労組・団体のみなさまのご尽力の賜物にほかならない。厚く御礼申し上げたい。

「関西生コン事件」の一連の刑事裁判で出された無罪判決は、これで7件のべ19人となる。無罪を主張してきた組合員はのべ39人であることをふまえれば、すでに半数近くが無罪となっ

たことからすれば、大阪広域協組と警察・検察が一体となって仕組んだのが「関西生コン事件」であることがさらに明確になったといえる。

私たちはこの無罪判決を糧にさらに反撃を組織していく決意である。

以上

京都事件弁護団声明

2025年2月26日

本日2月26日、京都地方裁判所第2刑事部は、関生支部の武前委員長・湯川現委員長に対して、ベスト・ライナー事件（企業閉鎖に伴う解決金要求が恐喝）、近畿生コン事件（企業倒産の際の工場占拠に関する費用要求が恐喝）、加茂生コン第1事件（就労証明書交付要求が強要未遂）、同第2事件（企業閉鎖に伴うプラント解体やミキサー車1台譲渡要求が強要未遂・恐喝未遂）のすべてについて、無罪を言い渡した。

判決の無罪理由は、加茂生コン第1事件について会社事務所で抗議等した組合員（4月17日に差戻控訴審判決予定）に脅迫行為があったかどうかを問うまでもなく、組合員の具体的な言動について共謀が認められないとした以外は、すべて、生コン産業の実態、京都地区における生コン業界の状況、関生支部の活動、関生支部と協同組合との交渉経緯や協調関係等を適確に踏まえた上で、被告人らに脅迫に当たる実行行為そのものがないとしたものである。

検察官は、関生支部が「ストライキや威力を背景に自らの要求に応じさせるスキーム」を確立していたとして恐喝罪の成立を主張したが、判決は「そもそも、ストライキをはじめとする争議行為は、その性質上、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ、その主張を貫徹することを目的とする行為であって、業務の正常な運営を阻害することはもともと当然に予定されているものであるし、そうした意味で使用者側がストライキを避けたいと考えることは当然の前提になっている。」と判示し、検察官の主張を排斥した。判決には憲法や労働組合法という言葉はないが、争議権の趣旨を明確に摘示して労働組合として当然の行為についてそもそも脅迫に当たり得ないと判示しており、その意義は大きい。

一方、弁護人は、本件は労働組合つぶしを目的とした違法な起訴だったと主張したが、判決は、3事件とも無罪だからそれ以上の判断は必要がないとして、判断を示さなかった。しかし、判決は、検察官と弁護人いずれの側も大筋で争いのない事実を認定したうえで、被告人らにはそもそも犯罪に当たる行為がなかったと判示している。この点において、判決は事実上、検察官の起訴の誤りを示したものだといえる。

関西一円の警察がゼネコンや大阪広域協と連携し、労働組合つぶしを企図して行った一連の弾圧は、実に18次のべ89人の逮捕と大阪・大津・和歌山・京都の各地裁への起訴が繰り返された。京都事件は一連の弾圧の最後に位置するものであり、検察官は懲役10年を求刑していた。

本判決の内容が示すとおり、そもそも本件起訴自体が誤っていたのである。検察・警察には猛省を促すとともに、控訴することなく早期に本判決を確定させるよう強く求める。

以上

生コン労組幹部に無罪

京都地裁判決

脅迫認めず、スト認定

生コンクリートの製造販売会社でつくる協同組合から現金を脅し取るなどとして、恐喝罪などに問われた全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）の前執行委員長武建一被告（83）と、現委員長湯川裕司被告（52）の判決が26日、京都地裁であり、川上宏裁判長は両被告に無罪（求刑懲役10年）を言い渡した。

年に京都生コンクリート協同組合（京都市南区）に対し、関生支部の7人が在籍していた生コン輸送会社の解散に際して退職金を払う必要があると因縁を付けて解決金を要求し、協同組合加盟社の敷地内に関生支部の組合員を滞在させて生コンの出荷を阻止して、1億5千万円を脅し取ったと訴え、武被告の方が1億5

千万円を要求した事実を認められず、反対に、協同組合側から解決金を提示したと考えても不自然ではないと判断。関生支部側の一連の行動は、労働問題に関する協定の履行を求めたストライキだったと認定し、「脅迫に当たるとは評価できない」とした。

両被告は協同組合を巡る別の恐喝罪などでも起訴されたが、川上裁判長は「威圧的な言動があったとは認められない」と認定し、いずれも無罪とした。

京都地裁の石井壯治次席検事は「判決内容を精査し適切に対応したい」とコメントした。

武被告は、威力業務妨害

「組合つぶし」逮捕者57人

関生支部の湯川裕司執行委員長は、京都地裁での無罪言い渡し後に記者会見し、「しっかり判断してもらい、素直にうれい」と語った。

公判では、武建一前委員長や湯川委員長が協同組合に解決金を要求した行為は脅迫だったのか、正当な組

などの罪に問われた別事件で21年に大阪地裁で懲役3年、執行猶予5年の判決を受け、確定。湯川被告も別の恐喝未遂罪などで23年に大津地裁で懲役4年の実刑判決を受け、控訴中。

合活動だったのが争点となった。

判決は一連の行為が違法性のないストライキだったと認定した上で「ストは組

合が使用者に圧力をかけて主張を貫徹する行為。使用者がストを避けたいと考えたことは当然だと判断。関生支部による出荷妨害を恐れて解決金を支払わざるを得なかった状況は脅迫に当たるとした検察側主張を退けた。弁護団は（相手側が）ストを恐れて要求に応じるだけでは犯罪にならないと認定された」と評価した。

関生支部側によると、2018年以降、京都府警や滋賀県警などの捜査で、関生

支部の組合員計57人が逮捕された。一方この日の判決や、7人に無罪が言い渡された24年2月の大津地裁判決など、無罪判決を受けた人は計12人になる。湯川委員長は「労組つぶしをされて仲間が減ってしまった。人質司法で事件がつくられてきた。今回は無罪を得たが失ったものは返って来ない。複雑な心境」とした。

労働法に詳しい吉田美喜夫・立命館大名誉教授は「生コン業界の特殊な労使関係や歴史を踏まえつつ、ストを含めた労働争議によって業務の正常な運営が阻害されるのは当然であり、違法性がない」と認定した判断は妥当だ」と述べた。（伊藤恵、衣川千尋）



無罪判決を受けて記者会見した湯川委員長（右から2人目）と弁護団＝26日午後、京都市中京区・京都弁護士会館